

## 建設事業評価の今後の進め方について

対象事業
<b>【事業再評価】</b> ※ ○淀川左岸線（2期）事業

日 程	実施内容
有識者会議 1月14日	事業説明 質疑応答 意見徴収
↓	
2月頃 (予定)	有識者の意見公表
↓	
2月頃 (予定)	対応方針の決定及び公表

※ 大阪市建設事業評価実施要綱第8条（1）に定める次の事業に該当  
 市が国庫補助金の交付を受ける事業で、行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成13年法律第86号。以下「行政評価法」という。）第7条第1項に基づき、行政機関（行政評価法第2条第2項に定めるものをいう。）の長が定める事後評価の実施に関する計画において対象となる事業

### 事業再評価の視点

- (1) 事業の必要性
  - ア 事業を巡る社会経済情勢等の変化
  - イ 事業の投資効果
- (2) 事業の実施見通し
  - ア 事業の進捗状況
  - イ 事業の進捗の見込み
  - ウ 事業費の見込み
  - エ コスト縮減や代替案立案等の可能性
- (3) 事業の優先度
  - ア 重点化の考え方
  - イ 事業が遅れることによる影響

### 事業再評価の評価分類

- 【事業継続：A】 完了時期を宣言し、重点的に実施するもの
- 【事業継続：B】 予算の範囲内で着実に継続実施するもの
- 【事業継続：C】 限定的な実施のとどまるもの
- 【事業休止：D】 複数年にわたって予算の執行を行わないもの
- 【事業中止：E】 事業を中止するもの